川村2丁目自治会

自治会規約

令和3年9月11日制定

第1章 総則

第1条（名称及び所在）

当自治会は、≪川村2丁目自治会≫（以下「会」という）と呼ぶ。

当自治会事務所は2丁目集会所管理室に置く。

第2条（区域）

本会の区域は、神戸市長田区川村2丁目内とする。

第3条（構成）

当自治会は、区域内の住民をもって構成する。

第4条（目的）

当自治会は、民主主義の精神に基づき、住みよい地域社会の向上を目的とする。

第5条（事業）

当自治会は、第4条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

地域住民の親睦をはかる行事。

地域の生活環境整備のための事業。

その他、上記の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員の権利と義務

第1条（会員の権利）

当自治会区域内に居住するすべて世帯主は、当自治会に加入することができる。また、会員の自由意志により、脱退することができる。

また、会員は以下の権利を有する。

会員は、自治会議において議決投票権を一票有する。

会員は、役員に選任される権利を有する。

会員は、本会の行事に参加する権利を有する。

第2条（会員の義務）

当自治会の会費（金額は、当自治会総会で会員の総意で決定される）を納入する義務がある。

会員は第1章第5条の事業に積極的に参加すること。

第3章 役員

第1条（役員）

当自治会には以下の役員をおく。

第2条（任期）

会長の任期は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年とする。

会長以外の役員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

総会での承認があれば、再任は可とする。

第3条（役員の選任）

役員は役員会の議決により、当自治会会員の中から選任し、自治会総会において承認を得る。

第4条（役員の解任）

役員は、総会の決議によって当自治会員の総意のもと、解任することができる。

第4章 組織

当自治会の構成組織は、下図の通りとする。